平成２１年（フ）第５６４５号
大阪市大正区千島２丁目４番５―304号
債務者　池岡　正幸
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６１号
大阪市東淀川区東中島１丁目８番10号　ＩＳハイツ新大阪９―Ｃ号
債務者　後藤　正次（旧姓川名）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６７８号
大阪府大東市赤井１丁目５番402号　ラプラス住道
債務者　秋山奈津子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３８号
大阪市北区大淀南３丁目３番68号　パークサイド西梅田502号室
債務者　大川くに子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３９号
大阪市西淀川区歌島１丁目５番20号
債務者　山内久美子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４０号
大阪府枚方市甲斐田町31番４号
債務者　吉田恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４１号
大阪府枚方市甲斐田町31番４号
債務者　吉田　秀夫
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４３号
大阪府交野市梅が枝43番104号
債務者　中野ちか子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４４号
大阪市平野区長吉長原１丁目８番15―409号
債務者　亀谷　彰二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４６号
大阪市平野区瓜破西３丁目８番８号
債務者　田嵜　里美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４９号
大阪府豊中市庄内宝町２丁目９番25―303号
債務者　田村　孝広
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５４号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目13番７号　ロータリーマンション徳庵　102号
債務者　中谷　純子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５８号
大阪府守口市大枝南町８番14号
債務者　開地　和美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７６３号
大阪府東大阪市寿町３丁目11番18号　レオパレスシオン103号
債務者　永井　英子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７１号
大阪市西成区玉出東１丁目８番27号
債務者　山崎祐利栄
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７４号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番９―201号
債務者　川上　充子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７５号
大阪市西成区千本中２丁目３番21号　メゾンエイト４Ａ
債務者　大森正二郎
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７７号
大阪市東淀川区大桐４丁目４番67―Ｆ1103号
債務者　北原　好美（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部